

株主各位

## 臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主総会参考書類

■第1号議案

株式会社ロコガイドとの株式移転計画承認の件

株式会社ロコガイドの最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社くふうカンパニー

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kufu.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社ロコガイドの最終事業年度に係る計算書類等の内容

**事 業 報 告**  
( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度において、わが国では新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発出されるなど、経済活動が大きく制限されました。当社グループが事業展開する小売業界においては、経済産業省発表の「商業動態統計」によると2020年の小売業の販売高は146兆4,570億円（前年比101.0%）と堅調に推移いたしました。また、株式会社電通が発表する「2020年日本の広告費」によれば、2020年のインターネット広告費は2兆2,290億円（前年比105.9%）と成長している一方、折込広告費は2,525億円（前年比70.9%）と大幅に減少いたしました。今後も折込広告市場は縮小し、インターネット広告市場の発展などのデジタル化が進んでいくことが想定されております。

このような経営環境のもと、当社グループは、「地域の暮らしを、かしく、たのしく」をビジョンとし、地域情報に関するサービスの提供を通じて、ユーザーの「時間×場所」の価値を最大化し、日本の生活者の行動を変えるサービスの創出に取り組んでまいりました。

また、さらなる事業拡大や企業価値向上に向けて、地域情報のデジタル化や地域コミュニティに関連した企業及び成長分野に関連する企業等への投資を行い、投資先の価値向上を通じたキャピタルゲインを獲得することを目的として投資事業を開始いたしました。

当連結会計年度の経営成績については、売上高は2,023,919千円、営業利益は480,409千円、経常利益は475,334千円、親会社株主に帰属する当期純利益は354,549千円となりました。なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期との比較を行っておりません。

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから「インターネットメディア事業」「投資事業」の2区分に変更しております。

(インターネットメディア事業)

主力事業であるチラシ・買物情報サービス「トクバイ」において、新型コロナウイルス感染症の影響によりソーシャルディスタンスが求められる中、小売店舗の混雑状況を確認できる「混雑ランプ」のサービス提供を開始いたしました。観光施設、宿泊施設、レジャー施設及びスポーツ施設等の「トクバイ」利用店舗以外でも「混雑ランプ」の導入が進み、東京都など地域の自治体との連携も飛躍的に拡大いたしました。機能面では、小売企業が手軽に販促動画を作成できる「スポットライト動画」の提供を開始し、サービスの価値向上に努めました。販売面では、ジム・フィットネス施設やリラクゼーションなどのサービス業態での成果報酬契約も開始し、有料契約店舗数も拡大いたしました。また、連結子会社「株式会社リテール総合研究所」を設立し、小売・流通業の動向や先進事例の調査・研究を行い、解決へのアクションを提言するシンクタンクとして、業界の課題解決、発展のための支援を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度のインターネットメディア事業の売上高は1,630,969千円、営業利益は772,971千円となりました。

(投資事業)

当社グループの企業価値を高める出資及びM&A等の投資の検討を進め、出資や保有株式の一部売却を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の投資事業の売上高は392,949千円、営業利益は70,758千円となりました。

② 設備投資の状況

当社グループが、当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,125千円であり、その主なものは、インターネットメディア事業における業務用PCの取得3,668千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年6月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、4,341,395千円の資金調達を行いました。

- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
- ・当社は、2020年10月1日付で、100%出資子会社である株式会社リテール総合研究所を設立いたしました。
  - ・当社は、2020年10月7日付で、株式会社しずおかオンラインの発行済株式の34.3%を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2018年3月期)	第 3 期 (2019年3月期)	第 4 期 (2020年3月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	2,023,919
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	475,334
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	354,549
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	39.28
総 資 産 (千円)	—	—	—	6,525,510
純 資 産 (千円)	—	—	—	5,788,925
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	595.45

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第4期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2018年 3 月期)	第 3 期 (2019年 3 月期)	第 4 期 (2020年 3 月期)	第 5 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (千円)	500,887	1,008,807	1,424,149	2,023,919
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△200,017	145,684	340,468	472,063
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	△200,547	156,625	221,770	351,312
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△36.86	23.55	31.50	38.93
総 資 産 (千円)	387,979	694,389	1,183,271	6,522,239
純 資 産 (千円)	△30,960	338,131	559,720	5,785,689
1株当たり純資産 (円)	△6.53	45.60	77.10	595.11

- (注) 1. 当社は、2018年3月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第2期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2. 当社は、2019年9月7日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第2期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社リテール 総合研究所	東京都港区	1,000千円	100.0%	小売・流通業に関する研究 調査、情報サービス「リ テールガイド」の運営

(注) 当社は、2020年10月1日付で、株式会社リテール総合研究所を設立いたしました。

② 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社しずおかオンライン	静岡県静岡市	10,000千円	34.3%	地域生活情報メディアの運営

(注) 当社は、2020年10月7日付で、株式会社しずおかオンラインの発行済株式の34.3%を取得し、持分法適用関連会社に含めております。

(4) 対処すべき課題

① サービスの認知度向上とユーザー数の拡大

当社グループの持続的な事業成長のためには、当社グループが提供する「トクバイ」をはじめとする各サービスにおいて、ユーザー満足度を高めることや、サービスの認知度を向上させて、ユーザー数を拡大していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社グループは、ユーザーのニーズに対応したコンテンツの拡充やユーザーの利便性を高めるサービス開発、広告宣伝活動及び広報活動によるサービスの認知度の向上を図ってまいります。

② 収益基盤の強化

当社グループは、小売業界を中心顧客としたインターネットメディア事業のサービスである「トクバイ」を主な収益源としております。当社が安定的な成長を続けていくためには、主要サービス「トクバイ」の有料機能の拡充を進め、顧客満足度を高めて有料店舗数を拡大し、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するために、サービス開発力や顧客サポート力を駆使し、マーケティング業務の効率化などの顧客の要望に応えた機能やサービスの開発を行うことにより、サービス価値を高め、収益源の多様化を図ってまいります。

③ 地域情報サービスの強化

当社グループは、地域情報サービスを展開しておりますが、当連結会計年度における総売上高に占める売上割合は小さく、当社グループが地域情報専門サービスを目指す上で本サービスを強化していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するために、店舗や施設の混雑状況がわかる「混雑ランプ」の導入などを通じて地域の自治体との連携を深め、IT活用支援など地域情報領域のサービス強化を図ってまいります。また、地域情報のデジタル化や地域コミュニティに関連した企業などに投資を行い、提供するサービスの付加価値向上を目指してまいります。

④ 投資事業の強化

当社グループは、企業価値向上に資する出資及びM&Aを重要な経営戦略と位置づけ、当連結会計年度より投資事業を新たに開始しました。今後も機動的に出資及びM&A等を実施していくことが最適な事業ポートフォリオを形成するために重要な課題であると認識しております。

この課題に対処するために、将来の投資機会を的確に捉え、リスク評価を徹底しつつ、出資、M&A等を機動的かつ柔軟に推進していくことで、投資事業の強化を目指してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループが継続して成長し発展していくためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要な課題であると認識しております。

この課題に対処するために、事業に必要な豊富な知識や経験をもつ優秀な人材を積極的に採用していくとともに、人材育成のための教育・研修制度も充実させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	チラシ・買い物情報サービス「トクバイ」などの自社メディアの開発・運営
投資事業	金融商品取引及び投資

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社及び関連会社

主要な子会社及び関連会社の所在地は、「(3) 重要な子会社及び関連会社の状況」に記載の通りであります。

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
インターネットメディア事業	76 (12) 名
投資事業	2 (-)
全社 (共通)	16 (3)
合計	94 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94 (15) 名	16名増 (2名増)	36.0歳	2.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて16名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年5月14日開催の取締役会にて、2021年10月1日 (予定) をもって、株式会社くふうカンパニーと共同持株会社設立による経営統合を行うことを決議いたしました。なお、この共同持株会社設立に関して、本招集ご通知の対象である2021年6月24日開催予定の当社第5回定時株主総会において、共同株式移転計画のご承認をお願いする議案を付議いたします。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,710,500株
- ③ 株主数 2,661名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
穂田 誉輝	6,796千株	70.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	620	6.4
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	339	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	152	1.6
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276	96	1.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	75	0.8
UBS AG SINGAPORE	68	0.7
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	67	0.7
GOVERNMENT OF NORWAY	66	0.7
株式会社SBI証券	61	0.6

(注) 持株比率は自己株式58株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役 の 状 況 (2021年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	穂 田 誉 輝	株式会社くふうカンパニー 取締役 株式会社Zaim 取締役
取締役	沖 本 裕 一 郎	経営管理本部長
取締役	前 田 卓 俊	技術本部長
取締役	片 桐 優	コンテンツ・パートナー開発本部長 株式会社Akarico 代表取締役 株式会社ふじのくに物産 取締役 株式会社AOBEAT 代表取締役
取締役	池 田 拓 司	ユーザーサービス本部長 デザインアンドライフ株式会社 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	藤 原 哲 也	—
取締役 (監査等委員)	橋 岡 宏 成	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 トレンダーズ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	熊 坂 賢 次	慶應義塾大学環境情報学部 名誉教授 株式会社Zaim 社外監査役 合同会社kenG 代表社員 一般社団法人FOODFOOD 代表理事
取締役 (監査等委員)	吉 澤 航	吉澤公認会計士事務所 代表 ブライト・パートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社センチュリー21・ジャパン 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 橋岡宏成、熊坂賢次、吉澤航は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 橋岡宏成は、弁護士としての資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 熊坂賢次は、ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的な見地に加え、有識者としての知見を有しております。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 藤原哲也及び取締役 (監査等委員) 吉澤航は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (常勤監査等委員) 藤原哲也は、過去に上場企業の経理部門において、長年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等の業務に携わっておりました。
  - ・取締役 (監査等委員) 吉澤航は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する実務に精通しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 橋岡宏成、熊坂賢次、吉澤航を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

6. 当社の監査等委員会の体制は次の通りであります。

委員長 藤原哲也、委員 橋岡宏成、委員 熊坂賢次、委員 吉澤航

なお、藤原哲也は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、内部統制システムを利用した監査だけではなく、経営会議等の重要な会議への出席や往査といった監査の手法を取り入れることが可能となり、もって情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能をより強化するためであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます）は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	58,304	58,304	—	—	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,878 (9,000)	16,878 (9,000)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	75,182 (9,000)	75,182 (9,000)	— (—)	— (—)	9 (3)

(注) 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 当該方針の決定の方法

2021年3月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

b. 当該方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指し、個々の取締役の報酬の決定に際しては職務の内容、実績・成果等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

なお、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、原則として支給しません。

・基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法及び決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の委任に基づき、取締役会決議によって選定された3名以上の取締役をもって構成される報酬委員会が、本方針に従って各取締役の基本報酬の額及び各取締役の

担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定します。

なお、報酬委員会については、報酬委員会規程において委員の過半数を社外取締役とする旨を定めています。

- c. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役会の委任に基づき各取締役の報酬等を決定する報酬委員会から、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の役位及び職責並びに他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮した上で各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等を決定した旨の報告を受け、当該報酬等が当該方針に沿うものであると判断いたしました。

- ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- a. 委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当社における地位及び担当

以下の者で構成される報酬委員会

穂田 誉輝（当社代表取締役）

橋岡 宏成（当社社外取締役（監査等委員））

熊坂 賢次（当社社外取締役（監査等委員））

吉澤 航（当社社外取締役（監査等委員））

- b. 委任された権限の内容

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定

- c. 権限を委任した理由

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るためであります。

ニ、取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年6月25日開催の第2回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月25日開催の第2回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋岡宏成及び吉澤航の重要な各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役熊坂賢次は株式会社Zaimの社外監査役であります。株式会社Zaimは当社の関連当事者であります。取引等はありません。また、その他の重要な各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	橋岡 宏成	当事業年度に開催された取締役会全20回の全てに出席し、主に企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしております。また当事業年度において開催された監査等委員会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	熊坂 賢次	当事業年度に開催された取締役会全20回の全てに出席し、ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的見地に加え、有識者としての知見から意見を述べるなど、当社の経営全般への助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査等委員会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	吉澤 航	当事業年度に開催された取締役会全20回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしております。また当事業年度において開催された監査等委員会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するために、法令に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。そこで、以下の方法により社会からの信頼に応える当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します。

イ. 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

ロ. 当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

ハ. 代表取締役は、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施した上で、当該内部監査の結果に応じて、適切な対策又は改善を図ります。

ニ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。また、監査等委員会は、内部監査担当者に対して、監査機能上の指揮命令を行うものとし、内部監査結果報告を受けるとともに、内部監査実施に関する指示及び以下に掲げる内部監査部門に関する事項につき承認をします。

- ・内部監査規程の改廃
- ・内部監査方針及び内部監査計画の策定及び変更
- ・内部監査部門長の選解任、評価及び報酬
- ・その他内部監査活動について監査等委員会が重要と判断する事項

ホ. 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

ヘ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ト. 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、反社会的勢力対応規程を定めると共に、取引先については当該規程に基づき反社会的勢力に該当しないことの確認を行います。

チ. 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進を行います。

- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、法令、定款及び取締役会規程に基づいて取締役会を開催及び運営するとともに、経営会議規程に基づいて経営会議を開催及び運営します。
  - ロ. 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき意思決定を行うこととします。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取締役は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
  - ロ. 当社は、個人情報管理規程に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
  - ハ. 当社の企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
  - ニ. 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスク管理体制の実効性について監査します。
  - ホ. 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理の推進を行います。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会が求めた場合には、内部監査部門の長又は監査等委員会が選任した者を、監査等委員会の業務を補助すべき使用人として任命します。なお、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、その他の取締役及び使用人の指揮命令は受けないものとします。また、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得ることとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員に定期的に報告を行うほか、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査等委員会に当該事実を報告するものとします。

ロ. 取締役及び使用人が、当社における組織的又は個人的な法令等に違反する行為もしくはそのおそれのある行為又は当社が定める各種内部規程に違反する行為もしくはそのおそれのある行為を認識したときの内部通報窓口の一つとして、内部通報規程において監査等委員会を指定いたします。

ハ. 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定めるなどして、当社の役員及び使用人に周知徹底します。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。

ロ. 監査等委員会は、内部監査計画について承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査等委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。

ハ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

ニ. 当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

- ① 取締役の職務執行
- ・取締役会規程その他の社内規程に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においては、取締役会を全20回開催し、各議案においての審議、取締役による業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
  - ・業務執行取締役全員で構成される経営会議を、原則として毎週1回開催しております。経営会議は、当社の意思決定機関であり、業務執行に関する重要事項を決議するほか、各業務執行取締役に委任した業務執行に関し報告を受け、その監督を行う機関として機能しております。なお、経営会議には常勤監査等委員が出席しているとともに、経営会議の内容については取締役会において社外取締役に共有しております。
- ② コンプライアンスに関する取組み
- ・内部通報規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しております。
  - ・全従業員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。
  - ・内部監査規程に基づき、内部監査を通じて各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。
- ③ リスク管理体制の強化
- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しております。
  - ・リスク・コンプライアンス委員会において、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、審議しております。
  - ・内部監査規程に基づき、毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。
- ④ 監査等委員会監査の体制
- ・監査等委員会は、監査等委員会規程及び各種法令等に基づき取締役の職務の執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等の重要な会議への出席、取締役を含む役職員等との面談の他、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、適切な三様監査を実施しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案して、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は第3期より当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来においては、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率(%)については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,278,209	流動負債	525,927
現金及び預金	2,807,932	買掛金	17,346
売掛金	106,741	未払金	76,292
貯蔵品	602	未払法人税等	117,144
営業投資有価証券	3,347,776	前受金	241,947
その他	15,224	賞与引当金	3,841
貸倒引当金	△66	その他	69,354
固定資産	230,996	固定負債	210,657
有形固定資産	60,318	資産除去債務	38,020
建物	61,609	繰延税金負債	172,636
工具、器具及び備品	17,914	負債合計	736,585
その他	5,584	(純資産の部)	
減価償却累計額	△24,791	株主資本	5,315,973
無形固定資産	587	資本金	2,259,434
商標権	567	資本剰余金	2,323,862
ソフトウェア	20	利益剰余金	732,945
投資その他の資産	170,089	自己株式	△269
投資有価証券	122,978	その他の包括利益累計額	466,137
差入保証金	47,111	その他有価証券評価差額金	466,137
繰延資産	16,304	新株予約権	6,814
株式交付費	16,304	純資産合計	5,788,925
資産合計	6,525,510	負債純資産合計	6,525,510

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,023,919
売上原価		437,578
売上総利益		1,586,341
販売費及び一般管理費		1,105,931
営業利益		480,409
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	155	
持分法による投資利益	3,528	
その他	0	3,685
営業外費用		
株式公開費用	2,000	
株式交付費償却	6,338	
その他	421	8,760
経常利益		475,334
特別利益		
新株予約権戻入益	173	173
税金等調整前当期純利益		475,508
法人税、住民税及び事業税	140,962	
法人税等調整額	△20,003	120,959
当期純利益		354,549
親会社株主に帰属する当期純利益		354,549

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当連結会計年度期首残高	50,000	114,428	378,396	-	542,824
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,209,434	2,209,434			4,418,869
親会社株主に帰属する 当期純利益			354,549		354,549
自己株式の取得				△269	△269
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	2,209,434	2,209,434	354,549	△269	4,773,149
当連結会計年度末残高	2,259,434	2,323,862	732,945	△269	5,315,973

	その他の包括 利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金		
当連結会計年度期首残高	-	16,895	559,720
当連結会計年度変動額			
新株の発行			4,418,869
親会社株主に帰属する 当期純利益			354,549
自己株式の取得			△269
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額(純額)	466,137	△10,081	456,055
当連結会計年度変動額合計	466,137	△10,081	5,229,204
当連結会計年度末残高	466,137	6,814	5,788,925

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社リテール総合研究所

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 株式会社しずおかオンライン

##### ② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社リテール総合研究所を連結の範囲に含めております。これは、株式会社リテール総合研究所を設立したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

##### ② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社しずおかオンラインを持分法適用の関連会社に含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社しずおかオンラインの株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. たな卸資産

- ・貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10年

工具、器具及び備品 4年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア（自社利用分）

5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下の通りです。

(1) 営業投資有価証券の評価

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、当連結会計年度より投資事業を開始しており、連結貸借対照表の営業投資有価証券に3,347,776千円計上しております。これには、時価のない営業投資有価証券810,000千円が含まれております。

ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

時価のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法で連結貸借対照表に計上されていますが、投資先企業の超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得しています。このため、投資先企業の超過収益力が減少し、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券評価損を認識する必要があります。また、投資先企業の超過収益力は、取得時点における将来予想を反映した事業計画に基づき算定された株式の取得価額と取得時点の財務情報から得られる純資産持分相当額の差額として算定されることから、超過収益力の減少の有無の検討にあたっては、投資先企業の事業計画が連結決算日において、実行可能であるかを評価することになります。

この事業計画は、将来予測を基礎としており、主要商材の販売計画等の主要な仮定が含まれています。この仮定は不確実性を伴い、営業投資有価証券の評価損の認識に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、資産及び負債の連結計算書類上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しており、当連結会計年度における計上金額は、繰延税金資産48,404千円と繰延税金負債221,040千円を相殺し、繰延税金負債172,636千円であります。

ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の回収可能性を評価するに際しては、将来の課税所得を十分に検討し、合理的に考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、実際の結果は、見積り根拠となる仮定又は条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。また、将来の課税所得が予想を下回った場合には、繰延税金資産の修正が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次の通りであります。

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円
借入実行残高	—
差引額	700,000

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1	7,040,000	2,670,500	—	9,710,500
合計	7,040,000	2,670,500	—	9,710,500
自己株式				
普通株式 (注) 2	—	58	—	58
合計	—	58	—	58

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,670,500株は、新規上場に伴う新株発行による増加2,346,700株、新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加323,800株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加58株は、単元未満株式の買取りによる増加58株であります。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 160,000株

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、事業を行うための設備投資及び運転資金が必要な場合は、銀行借入により調達する方針であります。当社グループは、キャピタルゲインの獲得を目的として、投資事業を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券には流動性の乏しい未上場株式が含まれております。さらに、投資によっては取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性や投資資金を回収できない可能性があります。加えて、投資有価証券は、当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社オフィス賃貸借契約に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その殆どが1ヵ月以内の支払期日であり、

流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券のリスクについては、当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理は、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,807,932	2,807,932	—
② 売掛金	106,741	106,741	—
③ 営業投資有価証券	2,537,776	2,537,776	—
④ 差入保証金	47,111	47,045	△66
資産計	5,499,561	5,499,494	△66
① 買掛金	17,346	17,346	—
② 未払金	76,292	76,292	—
③ 未払法人税等	117,144	117,144	—
負債計	210,783	210,783	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 営業投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

④ 差入保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用リスクを調整した適切な利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

負債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
営業投資有価証券（非上場株式）	810,000
投資有価証券（非上場株式）	122,978

(※) 営業投資有価証券及び投資有価証券の非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,807,932	—	—	—
売掛金	106,741	—	—	—
差入保証金	—	141	46,970	—
合計	2,914,673	141	46,970	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	595円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円28銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 取得による企業結合

当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社しずおかオンライン（以下「しずおかオンライン」という。）の株式を追加取得することを決議し、同日付で同社の株式を取得し完全子会社化いたしました。

#### ① 企業結合の概要

##### イ. 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称：株式会社しずおかオンライン

事業の内容：地域生活情報メディアの運営

##### ロ. 企業結合を行った主な理由

しずおかオンラインは、静岡県を中心に、各種フリーマガジン、webサイトなどでローカルメディア事業を展開しております。当社は、2020年10月に同社を持分法適用関連会社とし、ローカルメディア運営ノウハウ、営業力、サービス開発力などを相互に活用しつつ、両社サービスのユーザー利便性を高める連携を進めてまいりました。

今回、しずおかオンラインを完全子会社化することにより、同社の地域情報を活用したメディア運営ノウハウと当社のサービス開発力、プラットフォーム構築力を活かし、ユーザーがより一層使いやすい地域情報サービスの開発を加速させてまいります。また、当社グループにおける経営体制の機動性や柔軟性を高め、グループ間の経営資源を有効活用することにより、地域情報サービスの更なる成長及び企業価値の向上を目指してまいります。

##### ハ. 企業結合日

2021年4月1日

##### ニ. 企業結合の法的形式

株式取得

##### ホ. 結合後企業の名称

変更ありません。

##### ヘ. 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 34.3%

企業結合日に取得した議決権比率 65.7%

取得後の議決権比率 100.0%

##### ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

#### ② 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額については、守秘義務の観点から非公表とさせていただきますが、第三者機関の株価算定を基に公正なプロセスを経て株式取得先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

#### ③ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

#### ④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(2) 株式会社くふうカンパニーとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合について

当社と株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」）は、2021年6月24日開催予定の当社定時株主総会及び2021年7月7日開催予定のくふうカンパニー臨時株主総会における承認を条件として、2021年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニー（以下、「共同持株会社」とし、現くふうカンパニーにつきましては、商号変更の予定であります。）を設立すること（以下、「本株式移転」）に合意し、2021年5月14日開催の両社取締役会において承認の上、同日付で本株式移転に関する株式移転計画書を共同で作成しました。

① 本株式移転の目的

当社グループは「地域のくらしを、かしこく、たのしく」というビジョンの下、日本の生活者の行動を変えるサービスの創出を目指しております。主力事業であるチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」は、折込チラシを中心とした日々の買い物情報をパソコンやスマートフォンで簡単に閲覧できる仕組みを創ることで、ユーザーの利便性を高めると共に、小売企業などの顧客の経営効率化を支援する事業を展開しております。また、地域の買い物のみならず、地域の情報を網羅することで、あらゆる地域の生活者のくらしに欠かせないサービスの開発にも取り組んでおります。さらなる事業拡大や企業価値向上に向けて、2020年10月に公表した株式会社タウンズホールディングスへの出資、2020年11月に公表した株式会社アイスタイルへの出資、2021年4月に実施した株式会社しずおかオンラインの完全子会社化等の投資も積極的に進めております。

一方、くふうカンパニーグループは「くふうで生活を賢く・楽しく」を経営理念とし、ユーザーが様々なライフイベントにおいて、より賢く、楽しく意思決定を行えるようサービスの提供を目指しております。結婚や不動産といったライフイベントに関連した領域は、ユーザーと事業者間の情報格差の大きい領域であることから、グループ全体で「ユーザーファースト」を徹底し、ユーザーの立場に立った利便性の高いサービスづくりに注力しております。同時に、各領域において「メディア＋サービス」のビジネスモデルを展開することで、ユーザーの検討段階における情報収集からサービスの利用段階まで、一気通貫にサポートできるサービスづくりを推進しております。さらなる事業規模拡大及び持続的成長により企業価値の向上を図るため、2021年1月に完了した株式会社キッズスターの株式取得や、2021年4月14日に公表したハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下、「ハイアス社」）との資本業務提携（以下、「資本業務提携の件」）等のM&A及び新規事業開発を機動的に実施しております。なお、ハイアス社との資本業務提携の件につきましては、公開買付期間中のため、確定事項ではございません。

このように両社は、「毎日のくらし」あるいは「ライフイベント」において、生活者であるユーザーにとっての利便性や豊かさを最優先に考え、情報格差の解消や

利便性の高いサービスづくりに取り組むと共に、ユーザーの主体的な意思決定や行動につながる価値提供を目指しております。「毎日の暮らし」を事業テーマとする当社と、「ライフイベント」を事業テーマとするくふうカンパニーが経営統合することで、生活者のあらゆるシーンを網羅的に支援していくことが可能になります。また、個々のユーザーの生活圏や地域社会に最適化した情報やサービスを提供していくことで、「ユーザーファースト」な価値提供の深化が見込まれます。

両社の事業の親和性を踏まえて、昨年末、くふうカンパニーの業務執行取締役からの打診により、協働を通じたシナジーの創出を企図し、両社の業務執行取締役が主導する形で、本年初よりパートナーシップについて本格的に議論を開始いたしました。その後、複数回にわたる議論を経た結果、両社の経営理念の実現に向けた持続可能な発展、並びに企業価値を向上させていくためには、両社を経営統合することが相応しいとの判断に至り、本日、両社を経営統合して共同持株会社を設置し、同一の経営グループ（以下、「統合グループ」）となることに合意いたしました。

両社の経営統合により、急激な事業環境の変化にも対応し得る強固なグループ事業運営体制を構築するために、各々の強みを活かした事業の融合と、それらを支える開発部門ならびに管理部門の協力体制構築、さらには新規事業の創出に向けた投資機会の拡大に向けて、以下の事項を推進項目に掲げ、企業価値の向上を目指してまいります。なお、両社の支配株主である穂田誉輝氏（以下、「穂田氏」）は、本件の検討開始から両社の意思決定に係るプロセスには関与しておりません。

#### イ. 統合グループによる生活総合メディア・サービスへの進化

当社が提供するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」は、ユーザーに対して、地域の食品スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターといった小売店舗の情報を無料で閲覧することができる機能を提供しており、2021年3月時点のトクバイを中心としたサービス全体の月間利用ユーザー数は1,600万人以上にのぼります。一方、くふうカンパニーグループの株式会社くらしにくふうが運営するくらしに関する総合情報メディア「ヨムーノ」は、20~40代の既婚女性を中心に利用が急拡大し、2021年4月時点の月間利用者数は約1,700万人にのぼります。

本経営統合により、「トクバイ」は新たなユーザーへの接点を獲得することで、サービスの利用機会を創出することが期待されます。同時に、「ヨムーノ」の開発・運営を通じて培ってきた、ユーザーニーズを捉えた情報を分かりやすく伝えるための編集力を活用することで、「トクバイ」のさらなる利便性向上も推進してまいります。また、「ヨムーノ」が拡充を進める「くらし全方位」のコンテンツに「トクバイ」が保有する買い物情報コンテンツが加わることで、統合グループによる生活総合メディア・サービスへの進化を目指してまいります。

#### ロ. 家計サービスとの連携によるユーザーの購買行動支援サービスの展開

当社が提供するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」は、ユーザーが郵便番号や位置情報によって普段よく利用するお店を登録することができ、それらのお店のお買い得商品の情報やクーポン、タイムセールといった情報をEメールや

スマートフォンアプリ等を通じて受け取ることができます。また、購入を検討している商品の他店舗での販売状況や価格等も分かるため、生活費の節約にもつながります。さらに、購入したい商品などを記録することができるメモ機能も提供しており、買い物の検討段階において日常的に欠かせないサービスとなっております。

一方、くふうカンパニーグループにおいて株式会社Zaimが提供するオンライン家計簿サービス「Zaim」は、「毎日のお金も、一生のお金も、あなたらしく改善。」をテーマに、日々の家計簿から生涯にわたる家計の見直しまで、一人ひとりの人生とお金に寄り添うサービスを展開しております。アプリダウンロード数は900万件を超え、スマートフォンアプリはもちろんのことWebからも利用ができ、様々なデバイス環境で家計簿を記録できます。また、地域や社会とのつながりも重視し、オンライン家計簿ならではのデータ解析による価値を提供しております。

統合グループによる生活総合サービスの展開において、両サービスが連携することにより、ユーザーの購入前の検討段階から、購入後の家計簿への記録まで一気通貫にサポートすることが可能となり、ユーザーの買い物に対する満足度の向上などに繋がります。また、購買データに加え、購入の検討段階も含めた包括的なデータ基盤を構築することで、両サービスの付加価値向上と共に、広告や販促、データまで法人向けマーケティングサービスの拡大を目指します。

#### ハ、地域密着型のライフイベントサービスの展開

くふうカンパニーグループでは、ライフイベントに関する領域は、地域に根差した価値提供が肝要であると認識しており、ユーザーの生活圏に応じた最適な情報とサービスの提供拡大を目指しております。一方、当社グループは、地域の情報を網羅することで、あらゆる地域の生活者のくらしに欠かせないサービスの開発に注力しており、その一環として、静岡県を中心に、各種フリーマガジン、webサイトなどでローカルメディア事業を展開する株式会社しずおかオンラインを2021年4月1日付で完全子会社化し、ユーザーがより一層使いやすい地域情報サービスの開発を加速しております。

本経営統合により、両社グループの事業各社が保有するメディア運営ノウハウやサービス開発力を融合することで、統合グループ一体でユーザーニーズを捉えた地域密着型の情報及びサービスの提供を、結婚や不動産をはじめとする様々なライフイベントに関する領域で実現してまいります。

#### ニ、グループ事業運営に資する共通プラットフォームの強化

くふうカンパニーは2018年10月の設立以来、グループ全体のガバナンス機能を統括する立場として、コンプライアンス体制の強化を含め、統制環境の整備、強化、見直しを継続して行っております。子会社に対しては、経営管理業務、経理業務、法務業務、人事採用業務、情報システム業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築しております。また、くふうカンパニーグループの横断組織としてテクノロジー・デザイン機能を担う株式会社Da Vinci Studioは、グループ内事業会社の価値創出に向けて、グループ横断の研究開発や

技術支援を行っております。

本経営統合により、これらの共通プラットフォームとしての管理機能や研究開発を強化し、統合グループの各事業会社における機動的な意思決定やサービス開発、リソースの効率化などを実現することで、急激な事業環境の変化にも対応し得る強固なグループ事業運営体制を構築してまいります。

ホ. 投資機会の拡大と起業家獲得・育成強化による事業ポートフォリオ拡大

「毎日の暮らし」を事業テーマとする当社と「ライフイベント」を事業テーマとするくふうカンパニーが経営統合することで、統合グループとして保有し得る事業ポートフォリオは生活者のあらゆるシーンへ広がります。生活者を網羅的に支援していくための新たな事業領域の開拓に向けて、両社の投資事業における知見の融合による資金効率の向上と投資機会の拡大を図ってまいります。また、優秀な起業家人材の獲得と育成によるグループ経営力の強化に注力することで、統合グループのさらなる事業ポートフォリオ拡大を推進し、新たな価値提供と企業価値向上を目指してまいります。

② 本株式移転の要旨

イ. 本株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会（両社）	2021年5月14日（金）
臨時株主総会基準日公告（くふうカンパニー）	2021年5月15日（土）
臨時株主総会基準日（くふうカンパニー）	2021年5月29日（土）
株式移転計画承認時株主総会（当社）	2021年6月24日（木）（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（くふうカンパニー）	2021年7月7日（水）（予定）
上場廃止日（両社）	2021年9月29日（水）（予定）
共同持株会社設立登記日（効力発生日）	2021年10月1日（金）（予定）
共同持株会社株式新規上場日	2021年10月1日（金）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

ロ. 本株式移転の方式

当社及びくふうカンパニーを株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

ハ. 株式移転比率

	当社	くふうカンパニー
株式移転比率	4.10	1

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式4.1株を、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生

じた場合は、両社協議の上変更することがあります。なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、当社又はくふうカンパニーの株主に交付しなければならぬ共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2. 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：57,861,573株

上記は、当社の発行済株式総数9,710,500株（2021年3月31日時点）及びくふうカンパニーの発行済株式総数18,051,361株（2021年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、当社及びくふうカンパニーは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、2021年3月31日時点で当社及びくふうカンパニーがそれぞれ保有する自己株式である普通株式58株及び2,601株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに当社又はくふうカンパニーの新株予約権の行使等がなされた場合においても、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により当社及びくふうカンパニーの株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を25株以上、又はくふうカンパニーの株式を100株以上を保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はくふうカンパニーの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はくふうカンパニーの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能です。

ニ. 本株式移転により新たに設立する会社の概要

a	名称	株式会社くふうカンパニー
b	所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
c	代表者の役職・氏名	代表執行役 穂田 誉輝
d	事業内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業
e	資本金	10百万円
f	決算期	9月30日
g	純資産（連結）	現時点では確定していません。
h	総資産（連結）	現時点では確定していません。

ホ. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は、「企業結合に関する会計基準」における「共通支配下の取引等」に該当する見込みです。なお、その影響については現時点において確定していませんので、開示が必要となる場合には確定次第お知らせいたします。

③ くふうカンパニーの概要

イ 名称	株式会社くふうカンパニー
ロ 所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
ハ 代表者の役職・氏名	代表取締役 堀口 育代 代表取締役 新野 将司
ニ 事業内容	グループ全体の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務 グループ会社における事業活動の推進及び支援に係る業務 起業家、若手経営者、ベンチャー企業の支援に係る業務
ホ 資本金	81百万円 (2021年3月31日現在)
へ 設立年月日	2018年10月1日
ト 発行済株式数	18,051,361株 (2021年3月31日現在)
チ 決算期	9月30日
リ 従業員数	(連結) 230名 (2021年3月31日現在)
ヌ 直近期 (2020年9月期)の財政状態及び経営成績	連結純資産 4,431百万円 連結総資産 6,374百万円 連結売上高 4,548百万円 連結営業利益 235百万円 連結経常利益 247百万円 親会社株主に帰属する当期純損失 △94百万円

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,277,467	流動負債	525,892
現金及び預金	2,807,189	買掛金	17,346
売掛金	106,741	未払金	76,292
貯蔵品	602	未払法人税等	117,109
営業投資有価証券	3,347,776	前受金	241,947
前払費用	14,793	賞与引当金	3,841
その他	430	預り金	21,096
貸倒引当金	△66	その他	48,258
固定資産	228,467	固定負債	210,657
有形固定資産	60,318	資産除去債務	38,020
建物	61,609	繰延税金負債	172,636
工具、器具及び備品	17,914	負債合計	736,550
その他	5,584	(純資産の部)	
減価償却累計額	△24,791	株主資本	5,312,737
無形固定資産	587	資本金	2,259,434
商標権	567	資本剰余金	2,323,862
ソフトウェア	20	資本準備金	2,259,434
投資その他の資産	167,561	その他資本剰余金	64,428
関係会社株式	120,450	利益剰余金	729,709
差入保証金	47,111	その他利益剰余金	729,709
繰延資産	16,304	繰越利益剰余金	729,709
株式交付費	16,304	自己株式	△269
		評価・換算差額等	466,137
		その他有価証券評価差額金	466,137
		新株予約権	6,814
資産合計	6,522,239	純資産合計	5,785,689
		負債純資産合計	6,522,239

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,023,919
売 上 原 価		437,578
売 上 総 利 益		1,586,341
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,105,679
営 業 利 益		480,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
為 替 差 益	155	
そ の 他	0	156
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	2,000	
株 式 公 付 費 償 却	6,338	
そ の 他	416	8,755
経 常 利 益		472,063
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	173	173
税 引 前 当 期 純 利 益		472,236
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	140,927	
法 人 税 等 調 整 額	△20,003	120,924
当 期 純 利 益		351,312

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**株主資本等変動計算書**  
 ( 2020年4月1日から  
 2021年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	50,000	50,000	64,428	114,428	378,396	—	542,824
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	2,209,434	2,209,434		2,209,434			4,418,869
当 期 純 利 益				—	351,312		351,312
自 己 株 式 の 取 得				—		△269	△269
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—			—
当期変動額合計	2,209,434	2,209,434	—	2,209,434	351,312	△269	4,769,912
当 期 末 残 高	2,259,434	2,259,434	64,428	2,323,862	729,709	△269	5,312,737

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	—	16,895	559,720
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			4,418,869
当 期 純 利 益			351,312
自 己 株 式 の 取 得			△269
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	466,137	△10,081	456,055
当期変動額合計	466,137	△10,081	5,225,968
当 期 末 残 高	466,137	6,814	5,785,689

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 有価証券
- ・ 其他有価証券(営業投資有価証券含む)
- 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
- 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、建物は定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次の通りであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 10年    |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |
- ② 無形固定資産
- 定額法を採用しております。
- なお、主な償却年数は次の通りであります。
- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ソフトウェア(自社利用分) | 5年(社内における利用可能期間) |
| 商標権           | 10年              |

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下の通りです。

### (1) 営業投資有価証券の評価

当社は、当事業年度より投資事業を開始しており、貸借対照表の営業投資有価証券に3,347,776千円計上しております。これには、時価のない営業投資有価証券810,000千円が含まれております。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、資産及び負債の計算書類上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しており、当事業年度における計上金額は、繰延税金資産48,404千円と繰延税金負債221,040千円を相殺し、繰延税金負債172,636千円であります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次の通りであります。

	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円
借入実行残高	—
差引額	700,000

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

50,010千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	—	58	—	58
合計	—	58	—	58

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加58株は、単元未満株式の買取りによる増加58株であります。

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,176 千円
減価償却超過額	32,290
未払事業税	10,138
資産除去債務	11,642
その他	8,754
繰延税金資産小計	64,001
評価性引当額	△15,596
繰延税金資産合計	48,404
繰延税金負債	
資産除去債務	9,814
その他有価証券評価差額金	211,226
繰延税金負債合計	221,040
繰延税金負債の純額	172,636

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	片桐 優	(被所有) 直接0.35	当社 取締役	新株予約権 の権利行使	12,822	—	—

(注) 2018年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権及び2019年3月13日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 595円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円93銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ロコガイド  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 倫 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗栖 孝 彰 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロコガイドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロコガイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社くふうカンパニーは、2021年5月14日開催の両社取締役会において、両社株主総会における承認を条件とし、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニーを設立することについて決議し、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ロコガイド  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 倫 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗栖 孝 彰 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロコガイドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社くふうカンパニーは、2021年5月14日開催の両社取締役会において、両社株主総会における承認を条件とし、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニーを設立することについて決議し、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社しずおかオンラインの株式を追加取得することを決議し、2021年4月1日付で同社の株式を取得し完全子会社化しております。また、当社と株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」）は、2021年6月24日開催予定の当社定時株主総会及び2021年7月7日開催予定のくふうカンパニー臨時株主総会における承認を条件として、2021年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニー（現くふうカンパニーにつきましては、商号変更の予定であります。）を設立すること（以下、「本株式移転」）に合意し、2021年5月14日開催の両社取締役会において承認の上、同日付で本株式移転に関する株式移転計画書を共同で作成しております。

2021年5月26日

株式会社ロコガイド	監査等委員会
監査等委員（常勤）	藤原 哲也 ㊟
監査等委員	橋岡 宏成 ㊟
監査等委員	熊坂 賢次 ㊟
監査等委員	吉澤 航 ㊟

(注) 監査等委員橋岡宏成、熊坂賢次及び吉澤航は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上